⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※ 種別	※ 整理番号	※

支払を受ける者	※区分	（受給者番号）	29
住所	① 東京都世田谷区等々力3−4−1	（個人番号） ②	1 2 3 4 6 6 7 8 9 0 1 2
		（役職名）	
氏名	（フリガナ） タマガワ タロウ		
	③ 玉川 太郎		

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
④ 給料・賞与	内 7 千 847 円 500	5 千 962 円 750	⑤ 4 千 719 円 846	内 千 円 0

（源泉）控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
				特定		老人			その他		特親		特別	その他	
有	従有		⑦ 千 円	人	従人	内 人	従人		人	従人	人	従人	人	内 人	人 ⑥ 人
○			380 000	1		1 1			2		2		5		2

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑨ 千 円 620 000	内 千 円 909 846	千 円 120 000	千 円 50 000	千 円 19 100

（摘要）

前職 ㈱北沢商事 ５００，０００ 税 ４０，０００ 社 ３５，０００
（１）玉川泰男（４０）（２）玉川夏男（０２）（３）玉川五郎（年少） ⑱

⑩ 生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円 180,000	旧生命保険料の金額	円 100,000	介護医療保険料の金額	円 90,000	新個人年金保険料の金額	円 360,000	旧個人年金保険料の金額	円 180,000

⑪ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	2	居住開始年月日（1回目）	年 30	月 1	日 10	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住（特）	住宅借入金等年末残高（1回目）	円 11,500,000
	住宅借入金等特別控除可能額	円 205,000	居住開始年月日（2回目）	年 3	月 8	日 20	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住（特特）	住宅借入金等年末残高（2回目）	円 9,000,000

⑫ 障害 特別 控除対象配偶者

（フリガナ）	タマガワ ハナコ	区分		⑧ 配偶者の合計所得	100.000
氏名	玉川 花子				
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0	1	2 3		

国民年金保険料等の金額	円 176,460	旧長期損害保険料の金額	円 19,600
⑯ 基礎控除の額	円 630,000	⑰ 所得金額調整控除額	円

控除対象扶養親族等

1	（フリガナ）	タマガワ ハルコ	区分	01	
	氏名	玉川 春子			
	個人番号	1 2 3 4 5 6 1 2 3	4	5 6	
2	（フリガナ）	タマガワ ナツコ	区分	60	
	氏名	玉川 夏子			
	個人番号	1 0 9 8 7 6 5 4 3	2	1 0	
3	（フリガナ）	タマガワ アキコ	区分		
	氏名	玉川 秋子			
	個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5	5	6 6	
4	（フリガナ）	タマガワ フユコ	区分		
	氏名	玉川 冬子			
	個人番号	2 2 3 3 4 4 5 5 6	6	7 7	

16歳未満の扶養親族

1	（フリガナ）	タマガワ イチロウ	区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
	氏名	玉川 一郎			
	個人番号	1 0 1 2 3 4 5 6 7	8	9 0	
2	（フリガナ）	タマガワ ジロウ	区分		（1）777734567890 （2）888834567890
	氏名	玉川 二郎			
	個人番号	2 0 1 2 3 4 5 6 7	8	9 0	
3	（フリガナ）	タマガワ サブロウ	区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名	玉川 三郎			
	個人番号	3 0 1 2 3 4 5 6 7	8	9 0	
4	（フリガナ）	タマガワ シロウ	区分		（3）501234567890
	氏名	玉川 四郎			
	個人番号	4 0 1 2 3 4 5 6 7	8	9 0	

⑭

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	申途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8	4	1	昭和 ⑮	41	3	3

（市区町村提出用）

支払者	個人番号又は法人番号 ⑬	1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 （右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	東京都世田谷区世田谷4−21−27
	氏名又は名称	株式会社 世田谷社 （電話） 03−5432−1111

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

◆必ず令和９年度様式を使用してください。また、記入漏れや複写のずれがあると、住民税を正しく計算できない場合がありますので、枠の位置に気をつけて記入してください。
◆記入にあたっては必ず「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご覧ください。（国税庁のホームページに掲載されているほか、事業所所在地を管轄する税務署の総合窓口でも配布しています。）

① 住　所　令和９年１月１日現在の住所（令和８年中の退職者は退職時の住所）を記入してください。

② 個人番号　給与の支払いを受ける方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

③ 氏　名　漢字氏名、フリガナを正確に記入してください。

④ 種　別　俸給、給料、歳費、賞与などのように、給与等の種別を記載してください。

⑤ 所得控除の額の合計額　所得控除の合計額に誤りがないかご確認の上、必ず記入してください。

⑥ 非居住者である親族の数　扶養親族等のうち、非居住者がいる場合、その人数を記入してください。

⑦ 配偶者（特別）控除の額　配偶者特別控除だけでなく**配偶者控除の場合も控除額の記入が必要です。**

⑧ 配偶者の合計所得　**必ず記入してください。**この欄への記入がないと配偶者控除・配偶者特別控除の額を確認できません

⑨ 特定親族特別控除の額

納税者が特定親族を有する場合には、その納税者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が、令和７年度税制改正により創設されました。下表の合計所得金額に該当する特定親族を有する場合、控除額を記入してください。

（注）「特定親族」とは、納税者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が６２万円超１２３万円以下の人をいいます。※親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除額
６２万円超（※）８５万円以下	６３万円
８５万円超　９０万円以下	６１万円
９０万円超　９５万円以下	５１万円
９５万円超　１００万円以下	４１万円
１００万円超　１０５万円以下	３１万円
１０５万円超　１１０万円以下	２１万円
１１０万円超　１１５万円以下	１１万円
１１５万円超　１２０万円以下	６万円
１２０万円超　１２３万円以下	３万円

※次の場合には、「58 万円超」に読み替えてください。
（１）令和８年 11 月 30 日以前に年末調整を行った場合
（２）年末調整を行っていない方で、令和８年 11 月 30 日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じて源泉徴収票を作成する場合

⑩ 生命保険料等

「新生命保険料」、「旧生命保険料」、「介護医療保険料」、「新個人年金保険料」、「旧個人年金保険料」について、それぞれ該当する箇所に記入してください。

⑪ 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、控除区分を記入してください。

※特定取得に該当する場合は控除区分の欄に「住(特)」と、特別特定取得に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）は「住（特特）」と、特例特別特例取得に該当する場合は「住（特特特）」と、特例居住用家屋に該当する場合は「住（特家）」と記入してください。

⑫ （源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族など

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、特定親族および１６歳未満の扶養親族について、氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）を記入してください。

なお、控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記入してください。

また、区分の欄に次表の分類に応じて記入してください。

●控除対象扶養親族の分類

控除対象扶養親族の分類	区分
居住者	００
非居住者（３０歳未満又は７０歳以上）	０１
非居住者（３０歳以上７０歳未満、留学生※2）	０２
非居住者（３０歳以上７０歳未満、障害者）	０３
非居住者（３０歳以上７０歳未満、３８万円以上送金※3）	０４

※１　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。

※２　「３８万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を３８万円以上受けている方をいいます。

※３　３０歳以上７０歳未満の非居住者が上記０２～０４の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

●特定親族特別控除額の区分

特定親族特別控除額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住者）	特定親族の合計所得金額の見積額
６３万円	１０	１１	６２万円超（※）８５万円以下
６１万円	２０	２１	８５万円超　９０万円以下
５１万円	３０	３１	９０万円超　９５万円以下
４１万円	４０	４１	９５万円超　１００万円以下
３１万円	５０	５１	１００万円超　１０５万円以下
２１万円	６０	６１	１０５万円超　１１０万円以下
１１万円	７０	７１	１１０万円超　１１５万円以下
６万円	８０	８１	１１５万円超　１２０万円以下
３万円	９０	９１	１２０万円超　１２３万円以下

※次の場合には、「58 万円超」に読み替えてください。
（１）令和８年 11 月 30 日以前に年末調整を行った場合
（２）年末調整を行っていない方で、令和８年 11 月 30 日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じて源泉徴収票を作成する場合

・控除対象配偶者を含む同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族、特定親族の各要件を適切に満たしているかご確認ください。

◆合計所得の金額の要件

同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）	６２万円以下
源泉控除対象配偶者	９５万円以下
配偶者特別控除の対象者	６２万円超１３３万円以下
扶養親族（１６歳未満の扶養親族を含む）	６２万円以下
特定親族	６２万円超１２３万円以下

※控除対象配偶者に加え配偶者特別控除の対象者も⑫に氏名および個人番号（マイナンバー）を記入することになっています。また年末調整をしていない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名および個人番号（マイナンバー）を記入します。

⑬ 個人番号又は法人番号

給与支払者が法人の場合には１３桁の法人番号を、個人事業主の場合には１２桁の個人番号（マイナンバー）をそれぞれ記入してください（個人番号は一番左の１マスを空欄にして右詰めで記入してください。）

⑭ 未成年者から勤労学生までの各欄

各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。

⑮ 元号

受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」または「令和」）で記載してください。

⑯ 基礎控除の額

下表の合計所得金額に応じて基礎控除の額を記入してください。

合計所得金額の見積額	基礎控除の額
	令和８・９年分 (注①)
１３２万円以下	１０４万円
１３２万円超　３３６万円以下	
３３６万円超　４８９万円以下	
４８９万円超　６５５万円以下	６７万円
６５５万円超　２，３５０万円以下	６２万円
２，３５０万円超　２，４００万円以下	４８万円
２，４００万円超　２，４５０万円以下	３２万円
２，４５０万円超　２，５００万円以下	１６万円
２，５００万円 超	０円

（注）①所得税における年分表記です。個人住民税では「令和９・１０年度」です。
②基礎控除額６２万円超は、居住者についてのみ適用があります。

⑰所得金額調整控除額

主たる給与収入が８５０万円を超える方で、２３歳未満の扶養親族がいる場合、または受給者・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合は所得金額調整控除額を記入してください。所得金額調整控除の適用がない方は空白としてください。

⑱摘要欄

（ア）**特別徴収ができない方については、普通徴収該当理由の符号、普Ａ～普Ｆのいずれか一つを必ず記入してください。未記入の方は特別徴収として事務処理させていただく場合があります。**

（イ）他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、他の支払者の氏名・名称、他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、控除した社会保険料等を記入してください。

（ウ）合計所得金額が６２万円以下の生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）であっても、受給者の合計所得金額が１，０００万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。ただし、このような方でも障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。その場合は摘要欄に「氏名（同配）」と記入してください。
（例）世田谷 松子（同配）

（エ）**所得金額調整控除の適用がある場合**、年齢が２３歳未満または特別障害者である扶養親族が「控除対象扶養親族」欄、「１６歳未満の扶養親族」欄のいずれにも記載されていないときは、「氏名（調整）」と記入してください。（例）世田谷 次郎（調整）
特別障害者である同一生計配偶者については上記（ウ）をご覧ください。

（オ）租税条約が適用されている場合は、該当する条約名及び条文を記入してください。

（カ）丙欄の場合には必ず「丙欄」と記入してください。

（キ）海外出張の方は、出国先、赴任期間（予定の場合は、その期間）を記入してください。

（ク）個人住民税では、扶養親族等の要件とされる合計所得金額等には、退職所得（源泉徴収されたものに限ります。以下同じです。）の金額は含めないこととされています。
退職所得のある配偶者又は親族等の合計所得金額を退職所得の金額を除いた上で計算した結果、納税者が個人住民税の配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができる場合には、その配偶者又は親族等に関する以下の【必要事項】を摘要欄に記入し、氏名の**前**に「(退)」と記入した上、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」または「５人目以降の１６歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に個人番号（マイナンバー）を記入してください。
この場合、摘要欄に記入した氏名と、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」または「５人目以降の１６歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入した個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。

【必要事項】
・氏名
・配偶者又は扶養親族若しくは特定親族である場合はその旨
・生年月日
・住所
・障害者又は特別障害者である場合はその旨
・国外居住する非居住者である場合はその旨（控除対象扶養親族の場合、⑫の「●控除対象扶養親族の分類」における区分０１～０４の場合に限る）

・退職所得を除く合計所得金額の見積額

・納税者が寡婦※1 又はひとり親※2 である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合※1 又は生計を一にする子がいる場合※2 に限る）はその旨

例：(退）世田谷　松子（配偶者・昭和 43 年 4 月 3 日・世田谷区世田谷 4-21-27・障害者・58 万円）

（ケ）控除対象扶養親族、特定親族、１６歳未満の扶養親族を記入しきれない場合、その氏名を摘要欄に記入※し、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」、「５人目以降の１６歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号（マイナンバー）を記入してください。氏名・個人番号（マイナンバー）のそれぞれの前に括弧書きの数字を記入し、対応関係がわかるようにしてください。

※摘要欄の氏名の後に、以下の１～３の場合に応じて記入してください（記入例の摘要欄参照)。

１．１６歳未満の扶養親族の場合は「(年少)」と記入

２．非居住者の場合は、⑫の「●控除対象扶養親族の分類」または「●特定親族特別控除額の区分」における区分を記入（１６歳未満の非居住者の場合は「(非居住者)」と記入）

３．特定親族の場合は、特定親族特別控除の額に応じて、⑫の「●特定親族特別控除額の区分」における区分を記入

６　お知らせ

（１） 給与支払報告書等の配布場所

① 世田谷区役所課税課窓口

② 北沢、玉川、砧、烏山各総合支所くみん窓口　※世田谷総合支所を除く

③ 世田谷、北沢、玉川各税務署総合窓口　※本年より配布コーナーを設けておりません。

（２）源泉徴収票のみなし提出の特例

令和９年１月１日以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされるため、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません。

※受給者に対しては、従来どおり給与所得の源泉徴収票を交付する必要があります。

（３）ｅＬＴＡＸ等による電子提出対象事業所等の拡大

令和 7 年中に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が 30 枚以上であった事業所等は、令和 9 年に給与支払報告書を提出する場合についても、eLTAX 等により提出する必要があります。